

功德と報応の一考察

—唐・玄宗朝の三教齊一策に関連して—

手 島 一 真

一
仏教の報応信仰は業思想と密接に関連しており、その業思想は仏教以前の正統バラモンの思想に源流があることは周知のとおりである。その流れは一方では、ジャイナ教の宿作因論となり、現世の業は因とみず、宿業（前世の業）のみを因とし、それからの脱却を苦行のみに求めた。これに対し仏教の業思想は、過去の自己が決した業の果である現在を受け入れるとともに、未来に善果を得るべく現在に善業を積む、すなわち新業によつて宿業を転じることができるとするものであった。かかる業思想ないし報応（因果応報）説は、通俗的には仏教の縁起論に従い、仏教の根本原理を説くための方便として、勸善懲惡の姿をとつて各地各層の者に強い感銘を与えるとともに、さまざまな外道的雜信仰を織り交ぜて浸透し、複雑化していったものと見られている。

中国における報応信仰は、戦国時代のころから存在してい

印度學佛教學研究第四十八卷第一号 平成十一年十二月

たが、それらは天人感応思想やそこから発展した微応思想や識応思想に指摘できるものの、因果は相関して感応するといふような単純なものであり、仏教の報応信仰のように整理された深い理論はなかつたとされている。漢代に儒教が公認されその倫理説が普及して、孝・忠ないし五常（仁・義・礼・智・信）、および陰徳の類が善惡の基準となるが、あらたに仏教が流入して五戒（不殺生・不偷盜・不邪淫・不妄語・不飲酒）などの戒律や布施・精進などが徳目として受容されると、これらは混淆して中国独自の宗教的価値観を形成し、それが報応思想にも反映する。

以上のような視点に基づき山崎宏氏は六朝時代から隋唐時代にわたる報応信仰を分析され、『太平広記』などに現われた報応説話は仏教と直接関係のあるものも無いものもあるが、本格的な報応譚は惡業応報を説くものが多く、その中心は宗教上の最大関心事である死を通じて因と果の関連を明らかにするものであり、次いで偷盜を扱ったものが多いとされる。

また、善因善果を説くものは、仁義・忠孝・陰徳や造寺・造像・念仏・誦経を善因とし、善果は福・禄・寿あるいは任官・昇位といった現世主義的・権力主義的願望に求められるときされる。この善因善果を説くものは、業が元来、一人で受けて他に及ばさない不共業であることから、個人的なものが多く、君主や官吏の善政といったものは対象とならないとされている。なお『太平広記』における現実主義的・即報的な善業報応の事例は、唐代以後のものが多くようである。

本稿で問題とするのは、唐の中頃、玄宗朝の時代であるが、この頃の仏教は一般に、上は鎮護国家の意義を強調して君主の仏教への帰依に帰結させようとする面と、下は新たに興起してきた浄土宗のように未来に善果を得ようとする民衆の帰依に帰結する面の、両様の姿が特徴的であるといえよう。では、玄宗朝中盤以降に施行された三教斉一の宗教政策の側面と、実際の信仰の側面とはどのようにに関連していたのであるか。実際の信仰の事跡を遺しており、かつまた宗教政策を無視しえぬ立場である宮廷縁辺の人物に焦点を当て、「報応」ないしはそれをもたらす「功德」の要素を媒介として若干の考察を試みるゆえんである。

二

まず、唐の睿宗の娘で、玄宗の妻の妹である金仙公主は、

もう一人の実妹である玉真公主とともに女道士となり、睿宗よりそれぞれ、金仙觀・玉真觀を賜ったことが知られている。とくに金仙公主は、房山雲居寺の仏經石刻事業に対し、開元十八年、四千余卷の經典を納めたことでも知られ、またこれに付随して范陽東南の麦田莊および果園と石経山近隣の山林を雲居寺に与えており、かかる恩賜に対し該寺の僧侶に毎年一切経を通転して、天子の安寧を祈らせている。ここに見られる金仙公主の修功德の事跡は、以前に拙稿にて指摘したとおり、公主の篤信に発するものと見るべきであろう。とくにこの經典喜捨の目的は、他界した祖母・則天武后の冥福に資することも目的の一つとして目されるのであり、仏教に依拠して故人の追福を祈る報応の事跡は、すでに父・睿宗もその母・則天のために荷沢・荷恩両寺を建てたり、即位以前の旧宅を安国寺としたりしているのであり、そのような先例に倣って公主も、仏教による善因善果を願ったものと見てよいであろう。

一方で、公主が女道士となったのは仏經寄進・石刻の事跡よりかなり早く、睿宗朝の時期であるが、これは唐室李氏の家教である道教に従って身を処していたものとみられる。睿宗が景雲二年四月に僧・道を並行させる制を出しているが、これは僧・道間の無用な争議を抑えるためと見られ、その主旨は次の玄宗朝初期の政策にも反映されていく。このような

事情のもとに、女道士の立場でありながら仏教の功德を積んだ金仙公主の事跡は、なお肅正の対象としてしか仏教に関心を示していなかった治世初期の玄宗に対し大きな影響を与えたことが推察され、公主の意図とは別に、政教策のあり方として三教齊一の方途を提示した、画期的な出来事と見るべきではないだろうか。

次に、宮廷にあつて玄宗の即位より功があり、大きな信任と権勢を得て様々な臣僚の昇進にも関与していた宦官の高力士に注目する。『旧唐書』巻百八十四 宦官 高力士伝に

宇文融・李林甫・李適之・蓋嘉運・韋堅・楊慎矜・王鉷・楊国忠・安祿山・安思順・高仙之、因之而取將相高位、其餘職不可勝紀。

とあるように、玄宗朝の宰臣の昇進は力士の力によつたものが大半である。よつて概して力士の威権はこれらの者を上回つていたのであるが、李林甫に至つてこれが履されることとなつた。『資治通鑑』が天宝三載に記すには、玄宗は先の東幸から還つて十年近く都を出ずに政事を取つてきたが、これを李林甫に任せてはどうかと力士に問うたのに対し、力士は林甫がこれ以上大権を持てば反駁できる者がいなくなつてしまふと反対して、玄宗の気を大いに損ねたため、以後力士は天下のことを敢えて深言しなくなつたという。高力士は、宦官という一般の官人とは異なる立場にあつたから、宰臣の権勢にもさほど左右されることはなかつたのであるが、こ

功德と報応の一考察(手 島)

こに至つて李林甫に対する寵愛が力士の立場をも危うくするほどになつたのである。宦官の集団は概して一般の官僚とは異なる徒党を組むことが指摘されているが、力士の場合にもそれが林甫からの圧迫を直截には受けられないものとして働いていたのであろう。力士が宗教に傾いた事跡を『旧唐書』の本伝には

力士資産殷厚、非王侯能擬、於來庭坊造宝寿仏寺・興寧坊造華封道士觀、宝殿珍臺、侔於国力。

とあり、仏寺と道觀を立てたことが伝えられる。このうち「華封道士觀」については宋の宋敏求の『長安志』巻九が、天宝六載に宅を捨して置いたことを述べている。また「來庭坊宝寿仏寺」については唐の段成式の『寺塔記』巻下(『西陽雜俎』続集卷六)が、「翊善坊保寿寺」という名で天宝九載に高力士が捨して置いたことを述べており、清の徐松が『唐兩京城坊考』巻三で考証したとおり同一のものに相違なく、また義父の高延福と実母の麦氏がここで開元中に没しているから(來庭坊の項)その供養の意味があつたのだから。この仏寺には鐘が造られて祝慶の齋会が行われたが、そこには寄進目当てに朝を挙げて人々が至つたといひ、また経藏閣や塔も置かれたという。形の上から見れば、高力士自身の修功德であると同時に、寄進をした朝廷の者たちも善因を積んだ(力士にしてみればさらに、衆に善因を積む機会を与えた)ことになる。

このような信仰の在り方を見せる高力士であるが、特に仏寺の喜捨が親の没直後でなくこの時期になって行われたのは、すでに道教への肩入れが鮮明になっていた玄宗や李林甫に逆らわないという態度を示して、漸くなしたものでないだろうか。

話が前後するが、玄宗の治世前半において、儒・道・仏三教の經典に親しく御注を著したことはよく知られている。すなわち開元十年六月の『御注孝経』、開元二十年十二月の『御注道德経』、開元二十三年九月の『御注金剛経』である。これらは治世当初における仏教を主対象とした肅正策が一段落したのちに著されたようで、以後の玄宗の三教齊一策を象徴するものではあるが、著作時期が離れており、その間の心情の推移については、一端を先の金仙公主の事例において考察したとおりである。

しかるに玄宗自身は開元末年になると道挙を導入するなど、道教への傾倒の様が鮮明になる。くわえて、上奏により外国僧を強制帰国させたと目される事跡も伝えられており、勢力旺盛な仏教に対しては抑制的な面もまったくなくなつたわけではない。かかる事情のもとに高力士は、まず唐室および為政者に対する体面を保つて道教への信仰を現し、そのうちに、仏教への帰依も明らかにしたのである。

長らく続いてきた仏教対道教の対立の構図は、三教齊一策

によって融和が図られた結果、玄宗自身の個人的志向とは別に、道教側に対する梃子入れを通じて、優勢な仏教と並び立たせ、結果として表面的には調和的な宗教界の空気を現出した。そしてそれを支えていたのは、両者の並立を受け入れた、官僚も含めた宮廷周辺の者たちであつた。高力士の道教の信仰および仏教信仰の詳細については史料の制約から言及するのが困難であるが、李林甫・楊国忠の専権以後、力士が自ら政治に深く関与することはなかつたのであるから、宗教政策についても口を出したとは考えにくい。つまり力士に見られる宗教事跡は、政策としての三教齊一と、自らの信仰とを両立させて、現出したものと見られるのである。そこに關わる寺觀の建立という功德の「報応」は、いうまでもなく個人的なものであるが、そこに官僚たちが競つて資財を提供したことは、後に官僚自らが権力を利用して造寺・造像をおこなうことに道を開く契機となつたと考えられる。

四

國家の宗教政策は教団に対する統制が主であるが、以上のように、功德ないし報応を核とする個人の信仰においても、高位の者が結果的に政策を体現することによって、政策の内幕が敷衍するという状況を示すことができた。こういった流れは、安史の乱後の八世紀後半に、皇帝個人の信仰も反映し

たであろう「功德使」という宗教関係の試職の登場に象徴される、国家祭祀のあり方の変容を迫ることになると目され、さらにまた安史の乱以降、国家的規模の報応についても盛んに論じられることとなるのであるが、それらについては今後の課題としたい。

1 山崎宏「報応信仰」(『隋唐仏教史の研究』、一九六七年、法蔵館、京都)。

2 手島一真「唐代宮中の仏教と道教―金仙公主の場合―(上)」「同(下)」(『立正史学』七八・七九、一九九五年・一九九六年、東京)、「唐」金仙長公主墓誌「小考」(『吉田寅先生古稀記念アジア史論集』(一九九七年、東京)。

3 手島一真「玄宗の三教齊一志向について」(『立正大学東洋史論集』四、平成三年、東京)。

4 島一「中唐期における天人論とその背景」(『立命館文学』五一・一二、一九八九年、京都)には、国家的規模の報応と、天命・人事の思想の比較に関し、有益な示唆がある。

(キーワード) 宗教政策と個人の信仰、功德、報応、金仙公主、高力士

(立正大学非常勤講師)

功德と報応の一考察(手島)

新刊紹介

日本仏教学会編

仏教における共生の思想

A5判・四五二頁・定価七、六〇〇円
平楽寺書店・平成十一年九月二〇日